

「コロナ禍」で体験した後見活動

理事 薬真寺 満里子

「コロナ禍」の言葉は、今ではどこでも耳にする言葉になりました。この「禍(災い)」に遭遇して以来、毎日報道される「感染者何名」という言葉にもすっかり慣れ、外出時のマスクが当たり前の生活になっています。

この間、国は緊急事態宣言(4月16日)を全国に発令し、私たちの日常生活は3密(密閉・密集・密接)を避ける等さまざまな行動制限を受け、否応なく自粛生活を迫られ暮らし方に大きな変化をもたらしました。県をまたぐ移動の自粛解除(6月19日)になっても新型コロナウイルス感染症の集団感染の防止策として、高齢者介護支援施設等では、未だに面会が制限される状態が続いています。

これまで後見人や委任事務受任者として当たり前に介護施設を訪問し面会でできていたのが、広島市の感染者が出た報道(3月7日)を受けると間もなく、突然に「出入り禁止」に！ しかもこうも長く続くとは！ 思ってもいなかったことでした。

グループホーム入居中のYさん(87歳)、Sさん(88歳)、サービス付き高齢者住宅のKさん(89歳)とは、7月に入りオンライン面会ができるようにはなりましたが、顔を見て「元気ですか」と聞くのがやっとなりで、二人だけで話せるものではありません。月1~2回、我が家に帰って鯉を見、友人に会い、なじみの美容院へ行くKさんの楽しみや、Yさんのお誕生日会と一緒に祝ったり、月2回のサロンでの友人と出会う外出もまだ再開できない状態です。この間、緊急入院を体験したSさんには、病院で面会制限が一部解除されたわずかな時間帯にやっと会うことができました。

支援者の立場で、これまで本人の意思を汲みながらやってきた活動が突然中断したことで、本人へのケアが見なくなることや、本人との関係性の喪失等が心配です。この先一体どうなることか、「コロナ禍」の収束が見えぬ今、不安は尽きません。

その中で、今できることは、彼らのケアに関わり「命綱」を一手に握る介護スタッフたちとの日々の情報共有です。Kさんに届けた手紙で、「涙が出ると言われてますよ」という介護スタッフからの報告を聞き、この「禍」を必死で耐え、わずかなつなかりに涙して応えるKさんの情報にわずかな希望を見出し、一喜一憂しています。しかし、最近届けた手紙へKさんは「涙が出るから、もう読まん」とのこと。今は、命を支える栄養補助食品と大好きな花を受付に届けています。行きつけの美容院でカットすることを希望されるKさんの髪は肩まで伸びました。何とか実現できるよう、今支援者として考え中!! いい方法はありませんかねえ。

くらしの相談支援サロンみよりの近況報告

コロナ禍のため、サロンみりも4月中旬から5月末までお休みでした。

地域包括支援センターからの相談の電話をきっかけに6月からサロンを再開しています。サロンサポーターは「ヨォ〜シ！」と当たり前の生活の一部を取り戻したように再びサロン当番をしています。しかし、展示や勉強会などのイベントは当分の間、できそうもなく残念です。

最近、色んな方面からの相談・問い合わせ・紹介が増えています。

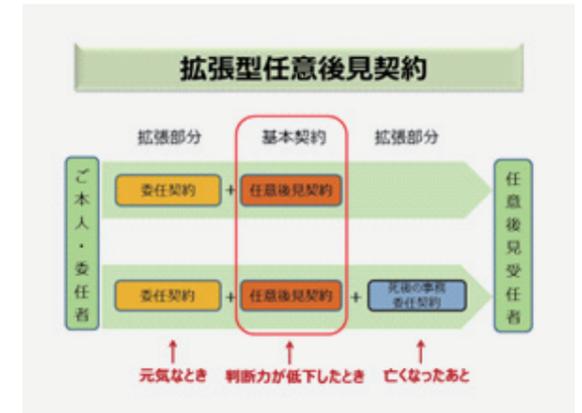
背景として、①コロナ感染や自然災害、家族関係の難しさなどで世のなか全般に、終活の意識が高くなった事、②畑山先生は、近隣の地域包括支援センターやケアマネ勉強会で講師をされる等、日頃から様々な立場の方の相談にのられている事、③サロンみりには、地域包括支援センターと一緒に認知症サポーター養成講座を開催するなど、平素から地域との関係を大切にしてきた事、があげられると思います。それらが最近、やっと実を結び始めたのではと感じています。

初回の相談、その後の話し合いは、サロンみりで行われる事が多いです。畑山先生を中心とした支援により、身元保証の引き受け・財産管理委任契約・公正証書遺言サポート・死後事務委任契約・・・更には成年後見制度の利用に繋がっています。相談者の方が次第に安心される様子を拝見し、サロンサポーターとして本当に嬉しいです。「心の絆ネットワーク」の法律家や専門職との連携力は私たちの活動の支えとなっています。

サロン室内のコロナ感染拡大予防対策を行いながら一日も早い終息を願い、サロンサポーター自身も元気で、地域から当てにして貰えるサロン作りを続けたいと考える昨今です。

前号では委任事務契約、今回は死後事務委任契約(死後の事務手続きなどを委任する契約)について取り上げます。後見制度は本人が亡くなったときに終了します。後見人は葬儀や法要の手配、埋葬、相続財産の処分をおこなうことはできません。身寄りがなく、死後のことが気がかりな方などは死後事務委任契約もあわせて契約しておけば、万一のとき任意後見受任者がおこなうことができ安心です。

- ・医療費や光熱費など未払い費用の支払い
- ・葬儀、埋葬、供養などの手配や費用の支払い
- ・賃借建物の明け渡し、敷金などの精算
- ・家財や生活用品などの処分



こんなことで困りました・・・

～死後事務委任契約をしていなかった2事例から～

Aさん 後見

Aさんは、足腰が弱られ車椅子の生活になられてから、緊急時の身体の事を含め親族の方との連絡を行っていましたが、頼りにされていた親族の方も高齢になられ、その方にも補助者が必要な状況になってきていました。連絡をどのようにするか「明日の朝、連絡しましょう」と心の絆のメンバーで相談したその朝方に病状が急変されて亡くなりました。病院からの連絡を含め全て後見人である私への連絡となりました。死亡届の受け渡し、葬儀社との連絡、死亡届の記載、病院の荷物の片づけなどを急遽行うこととなり、死後事務委任契約の必要性を感じました。

また、親族の方も「後見契約は亡くなるまで(生きている間だけ)」と理解されていないように思えました。

Bさん 任意後見契約のみ

「そろそろ万一のことなど本人の意思を聞いておかなければ」と考えていた矢先にショートステイ先で急死され、身寄りがないため心の絆に連絡が入りました。友人との交流も途絶えていたため、本人はこうして欲しかったのではないかという想像や経済状況から心の絆の判断で直葬(通夜や告別式をおこなわず火葬のみ)、読経なしを選択しました。任意後見であり後見人ではないため、死亡届出人にもなれず葬儀社が届出人となってくれました。火葬には心の絆から3名立ち会いましたが遺骨の埋葬先が決まっておらず、死後5カ月余りたった現在も埋葬できていません。